



抵 当 権 登 録 申 請 書 (その2)

運輸監理部長又は運輸支局長 殿

自 動 車 登 録 番 号		車 台 番 号		課税標準額  円
設  定				登録免許税の額  円  (印紙貼付欄)  注 (1)課税標準額が1,000円に満 たないときは1,000円とし、 1,000円をこえる場合で 1,000円未満の端数がある ときはその端数の金額を切捨て ること。 (2)登録免許税額が1,000円に 満たないときは1,000円と し、1,000円をこえる場合 で100円未満の端数があると きはその端数を切捨てること。 (3)債権の一部の譲渡又は代位弁済 については、その目的たる債権 額を新事項欄に記入すること。
追  加  設  定	設定登録してある抵当自動車の自動車登録番号			
抵当権の表示  年 月 日 受理番号第  抵 当 権		号で設定した		